

会長	専務理事	事務局長	次長	係長	担当
				北折	栗原



24 住建指第 136 号
平成 25 年 1 月 7 日

公益社団法人 愛知建築士会 様

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課長

名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する
条例施行細則の改正について (周知)

平素は、建築行政の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

『名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則』の一部を改正しましたので、その概要をお知らせいたします。

尚、新しい『名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則』につきましては、名古屋市のホームページでもご覧いただけます。

《改正の主な内容》

- ワンルーム形式型住戸を 25 m²以下から 30 m²未満へ変更します。

第 2 条

[現行]ワンルーム形式住戸 共同住宅型集合建築物の住戸でその床面積が 25 m²以下のもの

[改正後]ワンルーム形式住戸 共同住宅型集合建築物の住戸でその床面積が 30 m²未満のもの

【施行日】

平成 25 年 4 月 1 日

《その他の改正》

- 標識設置届 (第 2 号様式)・共同住宅型集合建築物建築計画書 (第 6 号様式) を変更しました。

(問合先) 住宅都市局建築指導課建築相談係

TEL : 052-972-2919・2920

24住計 第730号
平成25年1月21日

公益社団法人 愛知建築士会会長 様

愛知県建設部建築担当局長
(公 印 省 略)

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の一部改正（案）
に関する意見の募集の実施について（通知）

日ごろは、人にやさしい街づくりに御協力いただき、誠にありがとうございます。

本県では、平成6年に「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を定め、高齢の方や障害のある方をはじめ、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる「人にやさしい街づくり」を推進しています。

この度、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」において主務省令で定められていた道路及び特定公園施設に関する基準が条例委任され、また、国土交通省において「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改訂されるなど、人にやさしい街づくりに関わる各種基準が整備されています。

こうした状況を踏まえ、施設整備が的確に行われるよう、人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の改正（案）を取りまとめ、愛知県県民意見提出制度（パブリックコメント制度）に基づき、下記のとおり意見の募集を行いますので、御連絡いたします。

記

1 意見の募集期間

平成25年1月21日（月）から平成25年2月19日（火）

2 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の一部改正（案）閲覧方法

愛知県ホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/0000057542.html>）から、閲覧（ダウンロード）ができます。

また、住宅計画課及び各県民生活プラザにおいても閲覧できます。

担 当 住宅計画課街づくり事業グループ
電 話 052-954-6590
FAX 052-961-8145
E-mail jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針
の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

平成 25 年 1 月 26 日
国 土 交 通 省

1. 趣旨

今般、建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案を作成いたしました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3. 意見の募集方法

意見募集要領（別添）のとおり実施します。

募集期間は、平成 25 年 1 月 26 日（土）～平成 25 年 2 月 24 日（日）までです。

4. 内容の公開

改正案は、意見募集と同時に以下により公開します。

○電子政府の窓口（e-Gov）

○窓口（国土交通省住宅局建築指導課）での配布

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針 の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

■意見募集対象

- ・建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案

■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口 (e-Gov)
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課 (東京都千代田区霞が関中央合同庁舎 3 号館 2 階)

■意見募集期間

平成 25 年 1 月 26 日 (土) ~ 平成 25 年 2 月 24 日 (日)

■意見送付方法

意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

(1) F A X の場合 F A X 番号 : 03-5253-1630

(2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

(「建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案に対する意見」と明記して下さい。)

(3) 電子メールの場合 メールアドレス : kenshi@mlit.go.jp

(電子メールの題名を「建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案に対する意見」として下さい。)

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案について（概要）

1. 背景

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく確認申請等に係る建築物の設計者等が建築士であることの確認については、建築士免許証等の写し等により行っているところであるが、今般、一級建築士免許証の写しの偽造により、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚していることを踏まえ、同様の事案の再発防止を図る観点から、今後は建築士免許証等の原本等により確認することとするため、関連する省令及び告示について改正を行う。

また、法第5条に基づく建築基準適合判定資格者検定についても、受検申込にあたって一級建築士免許証等の写しの提出を受検申込者に求めているため、同様の観点から所要の改正を行う。

2. 概要

（1）確認審査等における建築士の本人確認に係る方法の明確化

確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「告示」という。）において、所定の建築物の確認審査、完了検査及び中間検査に当たっては、設計者及び工事監理者が建築士法に規定する建築士であることを確認し、また、必要な場合において、当該建築物が構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による構造設計／設備設計によるものであること又は構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が法適合確認を行った構造設計／設備設計によるものであることを確認することとされている。

これらを確認する具体的な方法については、現行の告示に定めはないが、新たに、

①建築主事又は指定確認検査機関が、建築士名簿と照合して確認する方法

②申請者等に対し建築士免許証等、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の原本の提示を求め、当該免許証等により確認する方法

のいずれかによることを告示に位置付けることとする。

これに伴い、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）において、確認申請書、完了検査申請書及び中間検査申請書の一部として規定している建築士免許証等の写し、構造設計一級建築士証の写し及び設備設計一級建築士証の写しについて、申請者からの提出を不要とする（規則第1条の3第1項第4号及び第6号、同条第4項第4号、第6号及び第7号、第2条の2第1項第3号、第3条第1項第3号、第2項第4号並びに第3項第4号、第6号及び第7号、第4条第1項第7号並びに第4条の8第1項第6号の削除。）。

（2）建築基準適合判定資格者検定の受検申込みに必要な書類の一部不要化

建築基準適合判定資格者検定の受検申込に当たっては、規則第1条第1項第1号において、一級建築士免許証等の写しの提出を受検申込者に求めているところ、今後は受検申込の受付側で受検申込者と建築士名簿との照合を行うことにより一級建築士であることを確かめることとするため、受検申込者からの当該写しの提出を不要とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成25年3月

施 行 平成25年6月

事務連絡
平成25年2月1日

公益社団法人日本建築士会連合会
社団法人日本建築士事務所協会連合会
社団法人日本建築家協会
社団法人日本建設業連合会
社団法人全日本建築士会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について

建築物の設計者等が建築士であることについては、建築確認手続きにおいて建築士免許証等の写し等により確かめているところですが、今般、一級建築士免許証の写しの偽造により、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚していることを踏まえ、同様の事案の再発防止を図る観点から、より厳格な方法により建築士免許登録の有無を確かめることが必要とされています。

また、平成20年施行の改正建築士法により、建築士事務所に属する建築士に対する定期講習の受講が義務付けられ、平成24年3月をもって受講の経過措置期間が終了したところですが、未受講者に対する定期講習の受講促進のためには、建築確認手続きの機会をとらえ、設計者等である建築士に対して定期講習の受講を促すことが有効です。

このため、平成25年1月より、建築確認手続きにおいて、建築士免許証等及び定期講習修了証の原本等により、建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認するよう、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し別添の技術的助言を送付し要請しているところです。

貴職におかれましては、これらの措置について会員に対して周知を行い、建築士法の円滑な施行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

別 添

国住指第3329号
平成24年12月3日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について
(技術的助言)

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築物の設計者等が建築士であることについては、建築確認手続きにおいて建築士免許証等の写し等により確かめているところですが、今般、一級建築士免許証の写しの偽造により、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚していることを踏まえ、同様の事案の再発防止を図る観点から、より厳格な方法により建築士免許登録の有無を確かめることが必要とされています。

また、平成20年施行の改正建築士法により、建築士事務所に属する建築士に対する定期講習の受講が義務付けられ、平成24年3月をもって受講の経過措置期間が終了したところですが、未受講者に対する定期講習の受講促進のためには、建築確認手続きの機会をとらえ、設計者等である建築士に対して定期講習の受講を促すことが有効です。

このため、平成25年1月より、下記により、建築主事及び指定確認検査機関において、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認していただきますようお願いいたします。

なお、当面、本技術的助言を根拠として建築確認手続きにおける免許登録の有無を確認していただきますようお願いいたしますが、今後、平成19年国土交通省告示第835号（確認審査等に関する指針）を改正し、建築士の免許登録の有無を確認する方法について同告示に位置付ける予定であることを申し添えます。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いいたします。

記

1. 建築士等の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認する方法について

確認申請書、完了検査申請書又は中間検査申請書（以下、「確認申請書等」という。）が提出された際に、当該申請書第二面の「3. 設計者」欄又は「5. 工事監理者」欄に建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下、「建築士等」という。）の資格及び氏名が記載されている場合においては、記載されている全ての建築士等について、建築士等の免許登録の有無（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の有無を含む。）及び定期講習（構造設計一級建築士定期講習及び設備設計一級建築士定期講習を含む。）の受講状況について、次の方法のいずれかにより確かめること。

① 建築士免許証等及び定期講習修了証の原本による方法

申請者に対し、確認申請書等に記載された建築士等に係る建築士免許証等（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を含む。）及び定期講習修了証の原本の提示を求め、内容を確認する。

② 建築士名簿の照会による方法

建築士法に基づく中央指定登録機関である公益社団法人日本建築士会連合会又は都道府県指定登録機関である各都道府県建築士会が発行する建築士登録内容の証明書により確かめる。

③ 建築士データベースによる方法

建築士データベースの登録情報により確かめる。

2. 建築士等の免許登録が無い場合の対応について

建築士等の免許登録の有無を確認したことにより、一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士を詐称していると疑われる事案が発覚した場合には、別途連絡する方法により速やかに国土交通省に報告すること。

なお、建築士でなければできない設計又は工事監理について、設計者又は工事監理者である建築士の免許登録が無い場合には、建築基準法第6条第3項に基づき、当該確認申請書を受理することができないので、念のため申し

添える。

3. 受講すべき定期講習が受講されていない場合の対応について

確認申請書等に記載された建築士等について、受講すべき定期講習が期限内に受講されていない場合は、当該建築士等に定期講習の受講を促すよう申請者（又は代理者）に求めること。

また、四半期ごとに、当該建築士等のうち一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である者の登録番号、氏名、所属する建築士事務所の名称、所在地等を別途連絡する方法により国土交通省に報告すること。

以 上